

8 地域活動推進費補助金の交付までの流れ

時期 目安	自治会町内会	流れ	区役所	摘 要
4月～	「現況届」の作成 (変更がなくても 毎年必要です)	→	受理・確認	4月1日現在加入世帯数 ※会長名・役員名等その他自治 会情報もご記入ください。
	「口座振替依頼書」 (変更がなくても 毎年必要です) ※ <u>口座名義人と代表 者が異なる場合は押 印必要</u>	→	受理・確認	① <u>団体の「所在地」は、 「代表者住所」のこと</u> です ※郵便が確実に届くことが必要 ② <u>補助申請がない場合も提出</u> ※防災補助金、広報配布謝金の 振込先としても必要となります。
4～6月	前年度報告書類	→	審査・決裁	前年度補助金確定通知※ ※余剰金ありの場合返還請求 →返還確認後、当年度審査開始
	当年度申請書類	→	審査・決裁	当年度補助金の交付決定
5～8月	受取・確認	←	<ul style="list-style-type: none"> 当年度補助 決定通知 前年度確定通知 請求書(用紙) 	郵送で申請者(会長)住所へ
交付決定 通知後	請求書 ※ <u>口座名義人と代表 者が異なる場合は押 印必要</u>	→	受理	補助金支払手続きの開始 ※請求書に押印する印鑑は口座 振替依頼書に押印した <u>同一印</u> で
請求後 約半月	補助金の 振込を確認	←	補助金の 口座振込	請求書審査・決裁 ※ <u>適正な請求書を受理した日か ら30日以内</u> を目安に振り込み ます。

- ① 補助金は申請主義ですので、申請をする義務はありませんが、申請された場合には、補助金交付要綱に定める上限(加入世帯数×700円又は公益的事務・事業に関わる支出予定総額の1/3のどちらか安価な額)まで補助金を交付します。
- ② 補助金を受けた団体は、翌年度すみやかに前年度報告書類を作成し、補助を受けた額の3倍以上「公益的」な事務・事業に支出していたかどうかの確認を受ける必要があります。